

標 題：

リベリア籍及びマーシャル諸島籍船舶
に対する無線方向探知機・自動衝突予防
援助装置・レーダー他 の搭載免除の件

NK テクニカル インフォメーション

No. : 195

Date : 平成 8 年 8 月 21 日

関係 船主・造船所 各位

この度、リベリア及びマーシャル諸島政府より、リベリア籍船舶及びマーシャル諸島籍船舶について、海上人命安全条約第V章第12規則に従った、無線方向探知機・自動衝突予防援助装置・レーダー等の免除（S E 証書関連）の手続きについて連絡がありましたので、その内容について下記のとおりお知らせいたします。

〔新規の場合〕

免除の可否の決定および免除証書の発行は、船籍国政府が行いますので、免除を希望される場合には、直接船籍国政府に免除の申請をしてください。免除証書の有効期限は、S E 証書と同一となります。

〔更新検査の場合〕

S E 証書の更新検査が行われる場合には、本会が検査終了後、S E 証書と同時に有効期間3か月の短期免除証書を発行いたします。S E 証書と同一有効期限の本証書は、本会からの連絡に基づき、船籍国政府が発行いたします。

〔他国籍からリベリア籍又はマーシャル諸島籍への国籍変更の場合〕

現在他の国籍の船舶であって、その国の政府より既に同様の免除が認められており、リベリア籍またはマーシャル諸島籍に国籍を変更する場合には、本会が国籍変更のための検査終了後、S E 証書と同時に有効期間3か月の短期免除証書を発行いたします。船主各位におかれましては、検査終了後直ちに免除の申請を船籍国政府に対して行ってください。この申請書及び本会からの連絡に基づき、政府がS E 証書と同一有効期限の本証書を発行いたします。

〔リベリア籍又はマーシャル諸島籍から他国籍への国籍変更の場合〕

免除証書は、リベリア又はマーシャル諸島政府に返却願います。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102

TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524